島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱

（通則）

１．医療提供体制施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）及び補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２．この補助金は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

（交付対象事業）

３．本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下、「交付対象事業」という。）とする。

（１）休日夜間急患センター施設整備事業

昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

（２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

（３）小児医療施設施設整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

（４）周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

（５）共同利用施設施設整備事業

昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

（６）医療施設近代化施設整備事業

平成５年１２月１５日健政発第７８６号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づく医療施設近代化施設整備事業

（７）地域災害拠点病院施設整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

（８）救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

（９）アスベスト除去等整備事業

平成１８年２月３日医政発第０２０３００５号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(10) 地球温暖化対策施設整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００８号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(12) 医療施設等耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業

ア　第二次救急医療施設等

イ　耐震構造指標であるＩｓ値が０．３未満の建物を有する病院

ウ　看護師等養成所

エ　平成７年に施行された地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に基づいて、都道府県知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

（補助事業者）

４．県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、３の（５）の補助事業者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会（以下「公的団体」という。）を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。なお、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を除く。

（補助金の対象除外）

５．次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４）既存建物の買収に要する費用

（５）その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

６．この補助金の交付額は、次により算定するものとする。

（１）交付対象事業のうち、３の（２）を除く事業

ア　別表１の第２欄に定める基準額と第３欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

ウ　イの交付基礎額に別表３及び別表４の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（２）交付対象事業のうち、３の（２）に掲げる事業

ア　別表１の第２欄に定める基準額と第３欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と市町村が補助した額とを比較して最も少ない額を交付基礎額とする。

ウ　イの交付基礎額に別表３及び別表４の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未

満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

別表１

１　事業区分	２　基　準　額	３　対　象　経　費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口 10 万人以上の場合 150 ㎡ （ただし、特別に必要がある場合は 300 ㎡を限度とする。） (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 ㎡ （ただし、特別に必要がある場合は 200 ㎡を限度とする。）	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備　等
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　150 ㎡ （ただし、特別に必要がある場合は 300 ㎡を限度とする。また、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（２床を限度とする。）15 ㎡を加算し、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（２床を限度とする。）15 ㎡を加算する。）	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（ＣＣＵ）・脳卒中専用病室（ＳＣＵ））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備　等
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 ㎡×心臓病専用病床数 （ただし、２床を限度とする。）	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等）
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 ㎡×脳卒中専用病床数 （ただし、２床を限度とする。）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等）
(3) 小児医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　800 ㎡	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

		(1) 診療棟 （診察室、検査室、エックス線室、手術室　等） (2) 小児専用病棟 （病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等）
(4) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 （１）MFICU 整備 基準面積　300 ㎡ （２）産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価 309,900 円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等） 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費
(5) 共同利用施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟　300 ㎡ (2) 開放型病棟 一般病床×１床当たり基準面積 （１床当たり基準面積） 耐火構造　　13.88 ㎡ ブロック・木造　12.56 ㎡ （ただし、50 床を限度とする。） ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)特殊診療棟 （共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門） (2)開放型病棟 （病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等）
(6) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表２に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 精神病棟

	ア　病棟整備 (ｱ) １床ごとの病室面積を 6.4 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 18 ㎡以上確保する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) １床ごとの病室面積を 5.8 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 16 ㎡以上確保する場合 22 ㎡×整備後の整備区域の病床数	ア　病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等）
	イ　「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ｱ) 整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) 整備区域の病床数を 20%未満削減する場合 15 ㎡×整備後の整備区域の病床数	イ　次に掲げる整備のうち県知事が認める部門 (ｱ) 患者療養環境改善整備 (ｲ) 医療従事者職場環境改善整備 (ｳ) 衛生環境改善整備 (ｴ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (ｵ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備
	ウ　「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 １床当たり 605 千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は１病院 150 床（公的団体及び持分のない法人は 300 床）を限度とする。	ウ　電子カルテシステムの整備
	(2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表２に定める	(2) 結核病棟改修等整備事業 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バ

	単価を乗じた額とする。 ア　病棟整備 (ｱ) １床ごとの病室面積を6.4 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 18 ㎡以上確保する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) １床ごとの病室面積を5.8 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 16 ㎡以上確保する場合 22 ㎡×整備後の整備区域の病床数 イ　陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15 ㎡×整備後の整備区域の病床数	ルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	(3) 診療所 ア　承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 (ｱ) 無床の場合 160 ㎡ (ｲ) 有床の場合 ①５床以下の場合 240 ㎡ ②６床以上の場合 760 ㎡ イ　改修等により療養病床を整備する診療所 １床当たり 10,695 千円×整備後の療養病床の病床数	(3) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等（外来部門を除く。))
	(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表２に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。	(4) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備　等)

	ア　機能訓練室 　　１医療機関当たり　40 ㎡ イ　患者食堂 　　療養病床１床当たり　1 ㎡ ウ　浴室 　　浴室１か所当たり 　　31,267 千円 　ただし、特に県知事が必要と認める場合は、62,543 千円とする。	
	(5) 介護老人保健施設及び診療所 　病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合	(5) 介護老人保健施設及び診療所
	ア　介護老人保健施設 　　整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築　11,046 千円 改築　13,255 千円 改修　5,523 千円	ア　介護老人保健施設 　　整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（６の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。)） 　ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	イ　病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 　基準面積 160 ㎡	イ　診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)

(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの（(2) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×119,830 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院（(4) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円 (4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×569,660 円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	備蓄倉庫 １医療機関当たり 60,434 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	自家発電設備 １医療機関当たり 196,311 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 １医療機関当たり 180,908 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート １医療機関当たり 104,292 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 １医療機関当たり 85,071 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク １医療機関当たり 39,231 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(8) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300 ㎡ （ただし、30 床未満の場合は、１床当たり 30 ㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）15 ㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、１床	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 （病室、集中治療病室（ＩＣＵ）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等） (2) 診療棟 （検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、

	当たり（６床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。））15 ㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）15 ㎡を加算する。）	廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室 等） (4) 脳卒中専用病室（ＳＣＵ） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（ＣＣＵ） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）
	ヘリポート １医療機関当たり 125,436 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 ㎡×脳卒中専用病床数 （ただし、４床を限度とする。）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 ㎡×小児救急専門病床数 （ただし、6 床を限度とする。）	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 ㎡×心臓病専門病床数 （ただし、４床を限度とする。）	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 ㎡×重症外傷専門病床数 （ただし、４床を限度とする。）	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	補強が必要と認められるもの 基準面積	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する

	2,300 ㎡×108,900 円	補強に要する工事費又は工事請負費
(9) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり61,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費
(10) 地球温暖化対策施設整備事業	1医療機関当たり 117,856 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1医療機関当たり 196,311 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1医療機関当たり 180,908 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1医療機関当たり 85,071 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1医療機関当たり 39,231 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(12) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの（(2) を除く工程によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×119,830 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円 (4) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く）（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円 (5) (3)及び(4)の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×569,660 円	医療施設等耐震設備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 83,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×91,470 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡× 395,700 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	平成７年に施行された地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条に基づいて、都道府県知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×119,830 円	耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

（注）１　同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

２　補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

３　補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表２　１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

事　業　区　分	種 目 等	構　造　別	単　　価
(1)休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木　　造	３６２，０００
(2)病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8)救命救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
(3)小児医療施設施設整備事業 (5)共同利用施設施設整備事業	病　棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	診療棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
(4)周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
(6)医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	診療所（一般地区）	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
	診療所（離島、豪雪地区）	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００

（注）１．上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

２．(6)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項に規定する「豪雪地帯」とする。

別表３　既存病床数の割合による調整（前年度３月３１日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
１０５％以上	０．９５
１０５％未満	１．００

別表４　事業区分による調整

事　業　区　分	調整率
３の（７）及び（12）に掲げる事業（ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、(11）に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る）	０．５０
３に掲げる事業（ただし、３の（７）及び（12）に掲げる事業につい	０．３３

ては、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、(11) に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く)	

(交付の条件)

7．この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

ア　建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ　建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(6) 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助金申請予定額が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙６により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(13) 交付対象事業の内、市町村が補助する事業（３の（２）に限る。）において、県が交付する補

助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下７において「間接補助金」という。）を市町村が交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下７において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下７において「間接補助事業」という。）を行うにあたり（１）から（12）に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「県知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙６」とあるのは「別紙６に準じた様式」と読み替えるものとする。

(14) 市町村は、補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙７に準じた様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(15) (13) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(16) (13) により付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

８．この補助金の交付の申請は、別紙２による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度４月２０日までに県知事に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額は明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

９．この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月１０日までに行うものとする。

（遂行状況報告）

10．この補助金の事業遂行状況については、県知事から要求があったときは、速やかに別紙３により状況報告書に関係書類を添えて、県知事に報告しなければならない。

（概算払）

11．この補助金は、県知事が必要があると認める場合は、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（実績報告）

12．この補助金の事業実績報告は、事業完了後１か月以内（７の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から１か月以内）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに、別紙４による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の４月５日までに、別紙５による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。

加えて、10 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

13. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

（県内中小企業への配慮）

14. この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

15. 特別の事情により６、８、９及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成１９年９月２８日医第６４８号）
１．この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。
附則（平成２１年９月２４日医第６２９号）
１．この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。
２．平成２０年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２２年６月８日医第２５８号）
１．この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。
２．平成２１年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２４年１０月１５日医第８０６号）
１．この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。
２．平成２３年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２５年７月１９日医第４９７号）
１．この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。
２．平成２４年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２６年１１月１０日医第１４６０号）
１．この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。
２．平成２５年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２７年９月１日医第６４４号）
１．この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。
２．平成２６年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２８年８月２４日医第６１２号）
１．この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。
２．平成２７年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成２９年９月１日医第９１５号）
１．この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。
２．平成２８年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（平成３０年７月３１日医第５５８号）
１．この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。
２．平成２９年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
附則（令和元年７月１２日医第６５２号）
１．この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

２．平成３０年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則（令和２年１０月１２日医第１１９９号）

１．この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

２．令和元年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年１月１８日医第１４００号）

１．この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

２．令和２年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年１月３１日医第１２９５号）

１．この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

２．令和３年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年１２月１日医第１０６１号）

１．この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

２．令和４年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年１１月２５日医第１０４５号）

１．この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

２．令和５年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和７年１１月１２日医第１０６７号）

１．この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

２．令和６年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年１１月２日医第１０１９号）

１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

２．令和７年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。